

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年7月12日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 3件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101074号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200010号

第1 結論

昭和57年*月から昭和58年3月までの請求期間及び昭和62年1月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年*月から昭和58年3月まで
② 昭和62年1月から同年12月まで

義母が年金を受給する年齢となったため、義母と夫が、A市B区役所を訪れた際に、当時国民年金に未加入であった夫、義姉及び私の3人について相談したところ、同区役所の担当者は、過去の3人分の未納保険料額を計算し、合計120万円程度の国民年金保険料を納付すれば将来満額の年金が受け取れると言ったので、後日義母が3人分の過去の保険料全額を納付してくれた。

私は、国民年金の加入手続や保険料納付を義母と夫に任せていたので関知していないが、義母が過去の未納期間の保険料を全額納付したと言っていたことを覚えているし、国民年金の加入手続後は、一度も遅れることなく保険料を納付しているので、未納があるとは思ってもしなかった。

調査の上、請求期間①及び②に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、オンライン記録によると、請求者、請求者の夫及び請求者の義姉(以下「請求者等」という。)の記号番号は連番で払い出されており、当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録等から判断すると、請求者等の国民年金の加入手続は、平成2年4月頃に行われたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は前述の記号番号により、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和62年1月に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることから、請求期間①において国民年金に未加入である上、国民年金法(昭和34年法律第141号)において、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は、時効により2年と規定されていることから、前述の加入手続時点(平成2年4月頃)において、請求期間②の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の義母は、義母名義の預金通帳に平成6年10月12日付けで140万円の出金記録があったとした上で、平成2年にA市B区役所において請求者等の国民年金の加入手続のみを行った後、65歳到達前に再度同区役所を訪れた当日又は翌日に請求者等の過去の保険料をまとめて納付した旨を陳述し、当該保険料の納付に関わったとする請求者の夫は、同区役所において請求者等の国民年金保険料を納付した旨を陳述しているが、A市は、平成2年から平成6年当時、同区役所の庁舎内には過年度保険料(国庫金)を納付できる金融機関は設置されていない上、同区役所の窓口において、被保険者から過年度保険料を預かり、被保険者に代わって歳

入代理店等に過年度保険料を納付することはしていなかった旨回答しており、請求者の義母及び夫の陳述内容は、当時の事務取扱と符合しない。

さらに、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の義母は、当時の状況を具体的に述べているものの、請求者、請求者の夫及び請求者の義母が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101652号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200036号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間及び令和元年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成29年9月から平成30年8月までの標準報酬月額を32万円から34万円、令和元年9月及び同年10月の標準報酬月額を36万円から38万円とする。

平成29年9月から平成30年8月まで、令和元年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から平成30年8月まで、令和元年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年8月1日から令和元年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、給料支払明細書の給与支給額よりも低い額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間及び令和元年9月1日から同年11月1日までの期間について、請求者及びA社から提出された給料支払明細書並びに同社から提出された給与所得に対する源泉徴収簿(以下「給料明細書等」という。)により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間及び令和元年9月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額から、平成29年9月から平成30年8月までは34万円、令和元年9月及び同年10月は38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間及び令和元年9月1日から同年11月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答又は陳述しているが、

請求者の平成 29 年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について、日本年金機構は、事業主から未提出のため、B 事務センターにて職権処理を行った旨回答しているところ、オンライン記録により請求者の同年の定時決定に係る標準報酬月額が前年と同額で処理されていることが確認できる上、事業主は、請求者の令和元年の定時決定に係る報酬月額を訂正する旨の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 12 月に年金事務所に提出していることが確認できることから、同事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間及び平成 30 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間について、前述の給料明細書等により確認できる当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100366号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200037号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月5日は22万5,000円、平成16年7月16日は24万円及び同年12月3日は31万4,000円に訂正することが必要である。
平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :
2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から④までの各期間について、賞与が支給されたと思うので、調査の上、当該各期間の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②から④までの各期間について、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間②は22万5,000円、請求期間③は24万円及び請求期間④は31万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間②は平成15年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日及び

請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、前述の預金取引明細表によると、請求者は、当該期間にA社から2万円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、請求者と同じ日の平成15年5月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚（以下「取得日が同じ元同僚」という。）に照会し、複数の者から回答を得られたが、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた旨回答はなかった。

また、金融機関から提出された請求者及び取得日が同じ元同僚の預金取引明細表並びに平成16年5月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚（以下「取得日が1年後の元同僚」という。）から提出された預金通帳により確認できる入社後に初めて支給された賞与（7月支給分）の振込額は2万円の同額である上、取得日が1年後の元同僚から提出された平成16年7月分の賞与明細書によると、2万円が寸志として支給されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、前述のとおり、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは回答が得られないことから、事業所及び事業主から請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101753号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200011号

第1 結論

昭和52年*月から昭和57年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和57年6月まで

請求期間について、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を支払ってくれていた。

しかし、年金記録において、請求期間の国民年金被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母が行ってくれた旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする請求者の母は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求者又は請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入し、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が住所地の市町村において払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、戸籍の附票において確認できる請求者の請求期間当時の住所地であったA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求期間において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者又は請求者の母は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101073号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200038号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成元年11月21日)及び取得年月日(平成4年3月6日)を取り消し、平成元年11月から平成4年2月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成元年11月21日から平成4年3月6日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年11月21日から平成4年3月6日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年11月21日から平成4年3月6日まで

昭和62年にA社に入社し、平成4年7月31日まで継続して同社が運営するB施設に勤務したにもかかわらず、年金記録では、請求期間に係る厚生年金保険の記録が漏れている。

請求期間には給与から健康保険料及び厚生年金保険料を毎月控除されており、当該期間とその前後の期間は職務内容及び勤務時間数が同じだったので、請求期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、A社の複数の同僚の回答及び陳述から、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚のうち3名は、請求期間前と請求期間では、請求者の職務内容及び勤務時間に変更はなかった旨回答している上、当該3名とは別の1名は、請求者は夜勤の専任となり勤務時間帯が変更となったことがあったものの、職務内容及び勤務時間数に変更はなく、厚生年金保険の対象から外れる状況にはなかった旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者のほかに、請求期間中にA社における厚生年金保険被保険者資格を一旦喪失した後、同資格を再取得している者は見当たらない。

加えて、A社は、平成6年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、請求期間当時の同社における従業員の厚生年金保険の取扱いについて、同社の元代表取締役は、従業員の希望により厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるようなことはなく、従業員全員を入社から退職まで厚生年金保険に加入させていた旨回答及び陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録において確認できる請求者の平成元年10月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は不明と回答しているが、当該期間において、事業主から請求者に

係る厚生年金保険被保険者資格喪失届や厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録するとは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101387号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社、B社、C社(昭和46年3月1日にD社に名称変更)、E社、F社G工場、H社、I社、J社、K社及びL社(昭和49年12月20日にM社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年頃から平成6年頃まで

請求期間について、A社、B社、C社、E社、F社G工場、H社、I社、J社、K社及びL社に勤務したにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録では、各請求対象事業所における厚生年金保険の記録がない。

請求期間のうち、各請求対象事業所に勤務した時期、期間及び順番は、覚えていないが、請求期間について、調査の上、各請求対象事業所での年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間について、各請求対象事業所に勤務したので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい旨主張しているが、各請求対象事業所に勤務した時期、期間及び順番は不明としており、請求対象事業所毎にそれぞれの請求期間を特定することができない。

また、外国人登録原票によると、請求者は、昭和53年7月29日から昭和54年10月14日まで矯正施設に入所しており、請求期間のうち、当該期間は各請求対象事業所に勤務することができない。

さらに、N県O市の回答によると、請求者は、請求期間のうち、請求者が同市に転入した平成元年9月28日以降の期間について、同市を保険者とする国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

2 A社について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、商業登記の記録によると、請求者が主張する所在地において、同社の法人登記は確認できない。

また、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、請求者は、A社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の当該事業所における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 B社について、オンライン記録によると、同社は、令和2年5月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、請求期間当時の資料は保管していないため、請求者の勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間にB社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会したところ、回答があった10人は、全員が請求者を記憶しておらず、これらの

者から請求者の同社における勤務を確認することができない。

さらに、オンライン記録及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、請求者の氏名は確認できない上、請求期間に払い出された健康保険被保険者証の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとも考え難い。

加えて、請求者は、B社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 C社について、請求者は、同社に勤務していた当時、職場で殺人事件があり、同僚が亡くなったので怖くなり、事件当日に同社を退職した旨陳述しているところ、N県立図書館が保管する昭和35年2月23日付けの新聞記事によると、同社で職人同士のトラブルから請求者が記憶する同僚と同姓の者が刺殺された事件が報道されている上、オンライン記録によると、事件の被害者と同姓の者が、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を死亡喪失しており、請求者の陳述内容と符合する。

しかしながら、C社は、請求者の勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している。

また、C社の被保険者名簿において、殺人事件が発生した日に厚生年金保険被保険者記録がある者のうち、唯一所在が判明した者に照会したが、同人は請求者を記憶しておらず、この者から請求者の勤務実態等を確認することができない。

さらに、C社の被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年1月1日から前述の事件があった昭和35年2月までの期間において、請求者の氏名は確認できない上、当該期間に払い出された健康保険被保険者証の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとも考え難い。

加えて、請求者は、C社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の同社における厚生年金保険料控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 E社について、商業登記の記録によると、請求者が主張する所在地に同社の法人登記が確認できる。

しかしながら、商業登記の記録によると、E社は、平成30年12月12日に会社法第472条第1項の規定（休眠会社の整理規定）により解散しており、同社から請求者の請求期間における勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、E社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、請求者の同社における雇用保険の加入記録についても確認できない。

さらに、請求者は、E社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 F社G工場について、F社は、請求者に係る人事記録等の資料が残っていないため、請求者の勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間にF社G工場における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会したところ、回答のあった11人は、全員が請求者を記憶しておらず、これらの者から請求者の同社における勤務を確認することができない。

さらに、P健康保険組合及び企業年金連合会は、請求者のF社G工場における健康保険の被保険者記録及びQ厚生年金基金における加入記録は確認できない旨回答している上、請求者の同社における雇用保険の加入記録についても確認できない。

加えて、請求者は、F社G工場での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、

請求者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 H社について、オンライン記録によると、同社は、昭和38年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、昭和41年4月29日には厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は所在不明であり、同社及び同社の元事業主から請求者の請求期間に係る勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にH社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会したところ、回答のあった4人は、全員が請求者を記憶しておらず、これらの者から請求者の同社における勤務を確認することができない。

さらに、H社の被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年8月1日から厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和41年4月29日までの期間において、請求者の氏名は確認できない上、当該期間に払い出された健康保険被保険者証の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとも考え難い。

加えて、請求者は、H社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 I社について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、商業登記の記録によると、請求者が主張する所在地において、同社の法人登記は確認できない。

また、請求者のI社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、請求者は、I社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の当該事業所における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 9 J社について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、商業登記の記録によると、請求者が主張する所在地において、同社の法人登記は確認できない。

また、請求者のJ社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、請求者は、J社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の当該事業所における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 10 K社について、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の平成9年8月1日であり、請求期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、K社は、資料が残っていないため、請求者の請求期間における勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、請求者のK社における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、請求者は、K社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 11 L社について、オンライン記録によると、同社は、昭和37年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、昭和49年12月20日にM社に名称変更した後、昭和56年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は既に死亡しており、同社及び同社の元事業主から、請求者の請求期間に係る勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にL社における厚生年金保険被保険者記録があ

る者に照会したところ、回答のあった3人は、全員が請求者を記憶しておらず、これらの者から請求者の同社における勤務を確認することができない。

さらに、L社の被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年3月1日から厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和56年7月30日までの期間において、請求者の氏名は確認できない上、当該期間に払い出された健康保険被保険者証の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとも考え難い。

加えて、請求者は、L社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 12 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を各請求対象事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101745号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年1月1日から同年8月1日まで

請求期間について、A社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を過去に3回行ったところ、いずれも訂正は認められないとする通知を受けた。

しかし、請求期間はA社(B社内)に勤務しており、これまでの決定に納得できないので、再度審議の上、当該期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が請求期間当時に勤務したとするA社は、厚生年金保険の記録において、昭和27年1月1日に同保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができないこと、ii) A社において厚生年金保険の被保険者記録を有する者のうち、所在が判明した二人に照会し、回答を得たが、当該二人は、いずれも請求者を覚えていない旨陳述していること等から、既に平成27年11月11日付け、平成29年6月6日付け及び令和2年8月21日付けで、年金記録の訂正をしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

今回の訂正請求については、請求者が、これまでの3回の近畿厚生局長の決定に対し、請求期間当時、A社に勤務していたので、当該決定には納得ができない旨主張し、再度訂正請求を行ったものである。

しかし、今回の訂正請求に当たって、請求者から、請求期間当時のA社における勤務実態及び厚生年金保険料控除を裏付ける新たな資料等の提出はなく、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101077号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年7月頃から昭和57年7月1日まで

私は、昭和50年7月頃に自身と代表取締役の二人でA社を設立し、設立当初から厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和57年7月1日と記録されていることが分かったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、請求期間当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件は、常時5人以上の従業員を使用するものと定められているところ、商業登記の記録により、A社は、昭和50年7月24日に設立されていることが確認できる上、同社の厚生年金保険の適用年月日(以下「新適日」という。)である昭和57年7月1日に被保険者資格を取得した9人のうち、居所が判明した6人に照会し回答があった4人の回答内容から、期間の特定はできないものの、同社は、請求期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていた可能性は否定できない。

しかしながら、前述の回答者4人全員は、A社の新適日前の期間において、入社と同時に社会保険に加入していなかった旨回答している上、回答者の一人は、入社当初は雇用保険のみ加入し、健康保険は自分で加入するように会社から説明を受けた旨を回答している内容は、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿において同社の新適日が昭和57年7月1日と記録されている事情と一致している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、厚生年金保険被保険者として適用事業所に勤務した上で、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、前述の回答者の一人は、請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる明細書等はないが、厚生年金保険に加入せずに保険料を控除するとは思えない旨陳述している。

さらに、A社の創業者の一人であり、かつ、後に同社の代表取締役に就任した請求者は、請求期間に係る給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101752号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200012号

第1 結論

昭和56年*月から昭和58年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年*月から昭和58年9月まで

昭和56年*月頃、20歳になるのを契機に自分でA県B市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

その後、送付されてきた納付書を金融機関に持参して、毎月国民年金保険料を支払った。

国(厚生労働省)の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年*月頃、20歳になるのを契機にB市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書を毎月金融機関に持参して、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の記号番号は、同記号番号前後の国民年金被保険者に係る記録から判断して、昭和58年10月頃に行われた加入手続により払い出されたものと推認でき、昭和56年*月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、前述の加入手続時点(昭和58年10月頃)において、請求期間のうち、昭和56年7月から昭和58年3月までの期間に係る国民年金保険料は、遡って納付することが可能であるが、請求者から請求期間に係る国民年金保険料を遡って納付した旨の主張はなく、請求期間のうち、昭和56年*月から同年6月までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間のうち昭和56年*月から昭和58年3月までの期間に係る国民年金保険料を現年度で納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び請求期間後に転居したA県C市から社会保険庁(当時)に移管された国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも請求期間に係る国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101749号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200042号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月5日は21万円、平成16年7月16日は22万2,000円及び同年12月3日は29万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、請求期間①から③までの各期間における賞与記録がないことが分かった。

私は資料を保管していないが、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までの各期間について、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表、A社の元同僚の賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表等により推認できる賞与額から、請求期間①は21万円、請求期間②は22万2,000円及び請求期間③は29万2,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から③までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年12月5日、請求期間②は平成16年7月16日及び請求期間③は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に破産手続が終了している上、元事業主に照会したものの回答が得られず、このほかにこれを確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101750号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200043号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月3日の標準賞与額を21万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、請求期間における賞与記録がないことが分かった。

私が保管している預金通帳により、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者の預金通帳、A社の元同僚の賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳により推認できる賞与額から、21万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支払日については、前述の預金通帳の振込日から、平成16年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に破産手続が終了している上、元事業主に照会したものの回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100081号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200044号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成25年7月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。
平成25年7月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成25年7月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。
平成24年9月から平成25年8月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額(平成25年7月及び同年8月は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成23年6月18日から令和元年11月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与額より低く記録されていたので、事業主に是正を求めたが、適正に対応してもらえなかった。
私が保管する請求期間の給与明細及び預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成23年6月18日から平成30年7月1日までの期間について、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日(令和2年8月18日。以下「訂正請求書受付日」という。)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、平成23年6月18日から平成30年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求期間のうち、平成25年7月1日から平成29年9月1日までの期間につ

いては、請求者から提出された給与明細及びA社から提出された賃金台帳から、請求者が当該期間において同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細及び賃金台帳により確認できる報酬月額（立替経費を除く。）及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が、平成25年7月1日から平成29年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、日本年金機構が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額に見合う額として当該算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成23年6月18日から平成25年7月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成30年7月1日までの期間について、前述の給与明細及び賃金台帳並びにB市から提出された給与支払報告書（個人別明細書）、金融機関から提出された預金取引明細表により確認又は推認できる当該期間に係る報酬月額（平成29年9月1日から平成30年7月1日までの期間は、立替経費を除く。）及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、平成23年6月18日から平成25年7月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成30年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、同法による記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間について、前述の給与明細により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額又は上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細により確認できる報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

ただし、平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（平成25年7月1日から同年9月1日までの期間は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成30年7月1日から令和元年11月1日までの期間について、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、本来、事業主から届け出されるべき報酬月額が明らかであると認められることが要件とされている。

しかしながら、請求者は、平成25年6月度から令和元年10月度までの給与明細において立替経費が支給されており、C年金事務所が実施したA社に対する事業所調査の結果報告によると、当該立替経費については、実費弁済とみなし経費を合算したものであり、みなし経費は報酬等に含まれることから、みなし経費を含めた金額で適正な標準報酬月額に訂正すべきであるが、みなし経費と実費弁済の内訳額を確認できず、適正な届書を徴取することは困難である旨が記載されている。

また、A社は、立替経費の実費弁済とみなし経費を算出することはできない旨回答している上、C年金事務所は、立替経費のうち、報酬等に含まれるみなし経費の額が確認できない場合、本来、事業主から届け出されるべき平成30年7月1日から令和元年11月1日までの期間に係る標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額も算出することができない旨回答している。

このほか、平成30年7月1日から令和元年11月1日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成30年7月1日から令和元年11月1日までの期間について、請求者が主張する給与額に見合う標準報酬月額であったと認めることはできない。

別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100081号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200044号

1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成25年7月	24万円	50万円
平成25年8月	24万円	44万円
平成25年9月から同年12月まで	20万円	38万円
平成26年1月	20万円	34万円
平成26年2月	20万円	32万円
平成26年3月	20万円	34万円
平成26年4月	20万円	44万円
平成26年5月	20万円	38万円
平成26年6月	20万円	36万円
平成26年7月	20万円	41万円
平成26年8月	20万円	30万円
平成26年9月	22万円	28万円
平成26年10月	22万円	36万円
平成26年11月	22万円	30万円
平成26年12月	22万円	34万円
平成27年1月及び同年2月	22万円	28万円
平成27年3月及び同年4月	22万円	32万円
平成27年5月	22万円	30万円
平成27年6月	22万円	34万円
平成27年7月	22万円	36万円
平成27年8月	22万円	32万円
平成27年9月及び同年10月	20万円	32万円
平成27年11月	20万円	30万円
平成27年12月	20万円	36万円
平成28年1月及び同年2月	20万円	28万円
平成28年3月及び同年4月	20万円	34万円
平成28年5月	20万円	28万円
平成28年6月	20万円	32万円
平成28年7月	20万円	38万円

平成 28 年 8 月	20 万円	30 万円
平成 28 年 9 月及び同年 10 月	22 万円	36 万円
平成 28 年 11 月	22 万円	30 万円
平成 28 年 12 月	22 万円	34 万円
平成 29 年 1 月	22 万円	32 万円
平成 29 年 2 月	22 万円	30 万円
平成 29 年 3 月	22 万円	32 万円
平成 29 年 4 月	22 万円	30 万円
平成 29 年 5 月	22 万円	32 万円
平成 29 年 6 月及び同年 7 月	22 万円	36 万円
平成 29 年 8 月	22 万円	34 万円

2 【厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正】

訂 正 期 間	標 準 報 酬 月 額	
	訂正前	訂正後
平成 24 年 9 月から平成 25 年 6 月まで	24 万円	53 万円
平成 25 年 7 月	50 万円 (※)	53 万円
平成 25 年 8 月	44 万円 (※)	53 万円

(※) 厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101746号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200045号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月3日から令和元年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成29年7月から平成30年4月までは13万4,000円を19万円、同年5月から同年8月までは13万4,000円を20万円、同年9月から平成31年2月までは14万2,000円を20万円、同年3月から令和元年8月までは14万2,000円を24万円、同年9月から同年11月までは20万円を26万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年7月3日から令和元年12月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が低く記録されている。所持している給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者がオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び前述の給与明細書等により確認できる報酬月額、厚生年金保険料控除額から、平成29年7月から平成30年4月までは19万円、同年5月から平成31年2月までは20万円、同年3月から令和元年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成29年7月3日から令和元年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所へ誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。